

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、システムエンジニアとして勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日に稼働したシステムの不具合に対する対応のため、早朝から深夜にかけて時間外労働が増加したことや会社からの24時間の携帯電話対応要請により心理的負荷が大きくなり、同年〇月中旬頃から、耳鳴り、めまい、頭痛等の症状が出現し、その後悪化していったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「初診時の主訴は身体症状主体であり、身体表現性障害と診断したが、その後、意欲低下、抑うつ気分、興味快樂の低下などの症状が明らかになり、うつ病の診断に切り替えた。発病の時期は症状が出現し始めた平成○年○月頃と思われる。」旨の意見を述べている。

これに対して、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、「請求人は、平成○年○月頃に頭痛やめまい、目の下のけいれん、耳鳴りなどの症状を訴えているが、同時期に精神科の受診は確認されておらず、事業場関係者からも請求人の心身の変調についての証言は得られていない。平成○年○月に医療機関への受診が認められるが、明らかに精神障害を発病したとは言えない。その後、平成○年○月頃に睡眠障害等の症状が顕著となり、休暇の回数も増加し、内科や脳外科を受診したものの異常所見はなく、同年○月に精神科の受診に至っている経緯から、同年○月頃に『F 3 気分（感情）障害』を発病したものと考えられる。」旨の意見を述べている。

請求人の症状の経過等に鑑みると、複数の専門医が慎重に協議して集約した専門部会の意見は妥当なものであり、当審査会としても、請求人は、平成○年○月頃に「F 3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局

長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人には本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表第1業務による心理的負荷評価表（以下「認定基準別表1」という。）に掲げる「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は認められない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」についてみると、①「会社が合併したことにより当該会社に転籍したこと」及び②「平成〇年〇月頃から〇月頃にかけて、二つの業務を同時に担当したことで業務量が増加したこと」の出来事が認められるので、以下検討する。

ア ①の出来事についてみると、平成〇年〇月〇日付けで会社EとF会社が合併し、会社が設立され、請求人は当該会社に転籍となったものであるが、請求人は、この際、勤務場所がGからHに変更になったものの、所属名称が変わっただけで担当のプロジェクトの業務には変更はなかった旨申述している。したがって、当審査会としては、この出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるも、業務内容は従前と変化はなく請求人にとっては容易に対処できたと考えられることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 次に、②の出来事についてみると、請求人は、平成〇年〇月頃から〇月頃にかけて、「Iシステム保守の業務」と「Jサーバ導入のプロジェクト」を同時並行して担当したことが認められる。請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「平成〇年〇月～〇月頃から始まり、同年〇月に本稼働予定で新たなプロジェクトに参画することになった。Jサーバ導入のプロジェクトは実作業を関連会社が行い、私は監視をすることがメインだったので、それほど業務量が増大したわけではなかったが、本稼働前の〇月はテスト等の機会が多くあり、テストは銀行が営業している時にはできないので、夜や土日などの休日に行く必要があった。」と述べているところ、請求人の時間外労働時間数をみると、発病4か月前（平成〇年〇月〇日～〇月〇日）は12時間30分であったのが、発病3か月前（平成〇年〇月〇日～〇月〇

日)は50時間5分と20時間以上増加しており、一時的に業務量が増加したことが認められる。したがって、当審査会としては、この出来事について、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に当てはめ評価するも、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

ウ 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」となる出来事と「中」となる出来事であって、その全体評価は「強」には至らないものであり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) その他、請求人から提出された資料について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。